

平成26年8月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成26年8月8日(金)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員25名
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午後3時00分 これより平成26年度第6回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	皆様、こんにちは。 お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 改選後初めての会であります。みなさんと協力しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 台風11号が近づいてきております。勢力も強いので災害等心配されますが、みなさん協力して対応をお願いします。 8月4日、8月7日と倉吉、鳥取で会長会議がありました。会長協議会の会長は今年は今浦町会長、副会長は鳥取市と南部町の会長となりました。昨日の農業会議の総会では引き続き川上会長が会長をされることになりました。農業委員会の改革など忙しい時期ですがご協力をお願いします。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、1番 加川委員・2番 野坂委員にお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
勝部委員	西部農協が合併20周年の年になりました。皆様の支援のおかげであり感謝しています。 米価のことについて、新聞を見ると今年の米はやや良ということで値段が下がらないようにしたいと思います。
車議長	他に報告事項ありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①、②、③について届出内容の朗読。 ①、②については3条の申請が出ています。 ③については後日3条の申請を提出する予定です。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①、②について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の井上委員に説明をお願いします。
井上委員	8月2日に電話による聞き取りをおこないました。譲渡人は現在就職により県外に出ており、退職すれば帰って農業をするつもりであったが、就職先に家を建てたため、帰って農業をすることができないので、地元の方に贈与するとのこと。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
車議長	③について事務局より説明をお願いします。
事務局	③について申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の亀山委員に説明をお願いします。
亀山委員	譲渡人と譲受人は親子であり、今回父から子へ農地を贈与したいということで申請されました。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

車議長	④について事務局より説明をお願いします。
事務局	④について申請内容の朗読。
車議長	買受適格要件は満たしておられます。
美甘委員	地元委員の美甘委員に説明をお願いします。
車議長	譲受人は譲渡人の弟の妻であり、お互い元気なうちに所有権を移転したいということで今回申請されました。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	地元委員の堀尾委員に説明をお願いします。
堀尾委員	8月2日に美甘委員と現地の立会と本人からの話を聞き取りに行きました。申請人は平成24年に家のそばに倉庫を建て乾燥機を設置したが、作業中の騒音やもみ殻の飛散により周辺の住宅に迷惑がかかるので場所を変えたいということでした。 今回申請のあった農地は、道路との高低差があり進入には大変な農地ではあるが、他に所有地もなく、周りに迷惑をかけるわけにもいかないということで申請さ
車議長	美甘委員の補足説明をお願いします。
美甘委員	先ほどの説明のとおり、周辺の農地に与える影響はないと思われまますので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第19号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	①については私の担当ですので議長を交代します。
	(議長交代)
小西議長	①について事務局より説明をお願いします。
事務局	①について申請内容の朗読。
小西議長	地元委員の車委員に説明をお願いします。
車委員	昭和30年ごろに日ノ丸バスの路線ができたときに日ノ丸バスに貸した農地があります。その後利用が少なくなり日ノ丸バスが路線を撤退したあとは町の路線バスのバス停として利用されており、農地として復旧利用することができませんので承認をお願いします。
深田議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
深田議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	(議長交代)
車議長	②について、事務局の説明をお願いします。
事務局	申請内容の朗読。
車議長	地元委員の宮崎委員に説明をお願いします。
宮崎委員	8月3日に井上委員と現地確認を行いました。申請地は開墾当初から地盤が岩であり作物の耕作もできず、ハウスも建たないため耕作ができない状態です。今回分筆する予定があるため、耕作できない箇所について申請を行うものです。
車議長	井上委員の補足説明をお願いします。
井上委員	先ほどの説明のとおり、15,000㎡の畑であったが申請地は岩なのでずっと耕作されていなかった。分筆をして原野にしたいと
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第20号 農用地利用集積計画の審議について】
谷口議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全2件の計画であり、田は3年未満が3,661㎡、3年以上6年未満が4,752㎡で計8,413㎡、合計は8,413㎡でございます。 新規契約1件であり、使用貸借権が2件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。
	挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	
谷口議長	何か意見等ございますか。
谷口議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、9月11日(木)午前9時30分から開催します。
7 閉会	午後4時00分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

1番 加川賢明

2番 野坂賢一